

議題 2 教育大綱と教育基本計画の一本化について

【次期教育大綱の取扱いの方針（案）】

教育大綱と教育基本計画の連動性をより高めるとともに、本市の教育行政の方向性を市民により分かりやすいものとするため、「本市における教育振興基本計画である茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」こととする。

（参考資料）平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（抜粋）

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

①地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【茅ヶ崎市教育大綱（令和3～7年度）及び茅ヶ崎市教育基本計画（3～12年度）の構成】

令和6年10月17日
総合教育会議 資料2

茅ヶ崎市教育大綱

基本理念

学びあい 育ちあい 支えあう
茅ヶ崎の教育を創造する
～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

基本方針

- 1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実
- 2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実
- 3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

基本方針別重点施策

茅ヶ崎市教育基本計画

第1部 教育基本計画について

計画策定の趣旨、計画の範囲と位置づけ
基本理念、基本方針、基本方針別重点施策
計画の体系図

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

第4部 資料編

「茅ヶ崎市教育基本計画（令和8年度改定版）（仮称）」に一本化

【計画の中間見直しの範囲及び改定に当たっての視点】

令和6年10月17日
総合教育会議 資料2

「基本理念」「基本方針」「政策」は、
これまでの大綱及び計画の内容を継承します。

基本理念

▼基本方針

▼政策

▼施策

学びあい

育ちあい

支えあう

茅ヶ崎の教育を創造する

豊かな人間性と自律性をはぐくむ

基本方針1

未来を拓く力を
はぐくむ学校教育の
充実

政策1

児童・生徒の資質と能力をはぐくむための
授業づくりと学びを支える体制の構築

政策2

質の高い学びを創るための教職員の
人材育成と働きやすい環境の整備

基本方針2

ひとづくり、
つながりづくり、
地域づくりを進める
社会教育の充実

政策3

子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策4

郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

基本方針3

教育活動を
効果的に進める
教育行政の充実

政策5

教育的効果を高める
教育行政の推進

政策6

安全で安心な教育施設の整備

政策7

子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

中間見直しの範囲

計画策定後の社会状況
の変化、国の動向（第
4期教育振興基本計画
の策定等）、これまで
の取組（令和3年度
～）の成果及び課題を
ふまえ、「基本方針別
重点施策」の見直しを
行います。

○地域の教育資源を生かした学校運営【重点施策】
○学校運営や教育課程の改善のための指導・助言
○児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実
○児童・生徒に寄り添った教育環境の充実【重点施策】

○教職員の教育活動への支援【重点施策】
○教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

○社会教育関係職員の人材育成
○学びと交流を通じた地域の教育力の向上【重点施策】
○青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備
○情報拠点としての図書館の充実
○家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開【重点施策】
○文化財の保護・活用

○教育行政の円滑な運営
○教育行政の点検・評価と進行管理の推進
○教育に関する基礎研究の推進【重点施策】
○学校の適正規模及び適正配置の推進

○教育施設の再整備【重点施策】
○計画的な教育施設の維持保全

○栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進
○中学校給食の実現【重点施策】
○児童・生徒の就学支援
○児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

【茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直し及び令和8年度改定版策定に係るスケジュール】

次期教育大綱と計画の一本化を前提に、関係各課及び小中学校代表により構成される
庁内検討会議と教育基本計画審議会を中心に、中間見直し及び改定版の策定作業を進めます。

